

○国土交通省告示第二百八十五号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百九条の七第二項の規定に基づき、火災による熱量の算出方法及び人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれがある熱量を次のように定める。

令和六年三月二十九日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

火災による熱量の算出方法等を定める件

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第百九条の七第二項に規定する火災による熱量の算出方法は、建築物の周囲の一の場所において受ける熱量を計算する方法その他建築物の部分又は周囲の状況に応じて適切に熱量を算出できる方法とする。

2 前項の「建築物の周囲の一の場所において受ける熱量」とは、火災発生後一定時間が経過した時点（以下「算出時」という。）において各区画の放射熱量及び周囲の状況により算出される当該場所において受ける熱量の総和をいう。

3 前項の「各区画の放射熱量」とは、一の区画を出火区画（火災が発生する区画をいう。以下同じ。）とした場合に、次の各号に掲げる区画の区分に応じ、当該各号に定める熱量をいう。

一 出火区画 当該出火区画の外壁（当該外壁の屋内火災保有耐火時間が火災の発生から算出時までの経過時間（以下「経過時間」という。）以上であるものに限る。）の開口部及び外壁（当該

外壁の屋内火災保有耐火時間が当該出火区画の経過時間未満であるものに限る。）から放射される熱量

二 延焼区画（出火区画又は他の延焼区画（以下「出火区画等」という。）と隣接する区画であつて、算出時まで当該出火区画等からの延焼により火災が発生することが想定される区画をいう。以下同じ。） 当該延焼区画の外壁（当該延焼区画の区画延焼開始時間に当該外壁の屋内火災保有耐火時間を加算した値が経過時間以上であるものに限る。）の開口部及び外壁（当該延焼区画の区画延焼開始時間に当該外壁の屋内火災保有耐火時間を加算した値が経過時間未満であるものに限る。）から放射される熱量

4 前項第二号の「区画延焼開始時間」とは、次の各号に掲げる区画の区分に応じ、当該各号に定める値（次の各号に掲げる区分のいずれにも該当する場合にあつては、当該各号に掲げる値のうちいずれか小さい値）とする。

一 出火区画に隣接する区画 当該出火区画と当該隣接する区画を区画する壁、床等の屋内火災保有耐火時間

二 延焼区画に隣接する区画 当該延焼区画の区画延焼開始時間に当該延焼区画と当該隣接する区画を区画する壁、床等の屋内火災保有耐火時間を加算した値（当該隣接する区画が二以上の延焼区画に隣接する場合にあつては、各延焼区画について計算した値のうち最小のもの）

5 前二項の「屋内火災保有耐火時間」とは、壁、床等により構成される区画において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合における当該壁、床等の屋内火災保有耐火時間（令第百八条の四第二項第二号に規定する屋内火災保有耐火時間をいう。以下同じ。）をいう。

第二 令第百九条の七第二項に規定する人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれがある熱量は、二十キロワット毎平方メートルとする。

附 則

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。